

議案第155号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成3年大阪市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

附 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から施行日にかけて割り振られた所定の勤務時間に係る休息时间については、なお従前の例による。

平成25年3月1日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

休息時間を廃止するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（抄）

（休息时间）

第4条 任命権者は、所定の勤務時間のうちに15分の休息時間を置くことができる。
削除